

## 第 15 号議案

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

平成 29 年 12 月 4 日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称  
亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
南つつじヶ丘自治会
- 3 指定の期間  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンターに  
係る指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定すること。

管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
亀岡市南つつじヶ丘 コミュニティセンター	南つつじヶ丘自治会	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで